

神戸市脱炭素先行地域づくり補助金交付要綱

令和7年3月31日 制定

(通則)

第1条 この要綱は、本市が予算の範囲内において、神戸市脱炭素先行地域づくり補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下、「補助金規則」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下、「国要綱」という。）、その他の法令及び関連通知に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助金の目的)

第2条 補助金は、本市の脱炭素先行地域（以下、「先行地域」という。）において脱炭素の取組を促進するため、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（以下、「事業計画」という。）に定める施設及び土地（以下、「施設等」という。）に交付対象となる設備を導入する場合に、その経費の一部を補助することにより、2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業 事業計画に定める施設等に交付対象となる設備を導入する事業をいう。
- (2) 補助事業者 この要綱に基づき、補助金の交付を受けて補助対象事業を実施する者をいう。
- (3) クレジット制度 省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量を「クレジット」として国が認証する制度をいう。
- (4) 法定耐用年数 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める期間をいう。
- (5) 再エネ100%電力 再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱）によって発電された電力（小売電気事業者等の再エネメニューの活用又は再エネ等電力証書（地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における調整後排出量の算定・報告に利用可能な国内認証排出削減量・海外認証排出削減量）の活用による調達を含む。）をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、交付対象となる設備の所有者となる者であり、かつ先行地域内で2030年度における民生部門の電力消費に伴うCO₂排出ゼロ達成等に向けて取組を行う者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象事業を実施する施設等を所有する者又は施設等の所有者から交付対象となる設備の設置について承諾を得ている者
 - (2) 前号の者に対し PPA モデル又はファイナンスリース契約により設備を提供する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助金の交付対象としない。
- (1) 本市の市税に滞納がある者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下、「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
 - (3) 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
 - (4) 前 2 号に該当する暴力団又は暴力団員と密接な関係のある法人、団体又は個人

（補助対象事業）

第 5 条 補助金の交付対象事業は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（以下、「国要領」という。）別紙 1 に定める交付要件を満たし、かつ、次の各号に掲げるすべての要件を満たす設備の設置を目的とした事業とする。

- (1) 事業計画に位置付けられたものであること。
- (2) 各種法令を遵守した設備であること。
- (3) 商用化され、導入実績がある設備であること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- (4) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてクレジット制度への登録を行わないこと。

（補助対象経費）

第 6 条 補助金の交付対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち国要領に定める次の経費をいう。金額は消費税及び地方消費税を除いたものとする。

- (1) 別表第 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業費（設備整備事業）
- (2) 別表第 2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業費（車両導入事業）

（補助金の額）

第 7 条 補助率及び補助上限額は、国要領別紙 1 に定める交付率等のおりとする。ただし、同一の交付対象設備に対して、この補助金と他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を併用することはできない。

- 2 市長は、事業計画、事業内容などにより補助対象額を査定・精査したうえで、補助金の額を減額することができる。
- 3 市長は、前 2 項に基づき算定した金額の合計が当該年度の本補助金の予算を超過する場合は、前 2 項の規定にかかわらず、補助金の額を減額する又は交付しないことができる。
- 4 前 3 項に基づき算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
- 5 市長は、環境大臣からの交付決定内容に応じて、補助事業者に対して、前 4 項までに定める方法により算出された金額を補助することができる。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、市長が別に定める日までに、補助金交付申請書(様式第1号)に別表第1及び別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、この要綱に適合し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定を行うにあたって、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査等に基づき適正な交付を行うため必要があるとき又は第7条第3項の規定に基づき減額する若しくは交付しないことがあるときは、補助金交付申請書に係る事項に修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

4 市長は、第1項の審査等の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、不交付を決定し、補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、管理するための台帳を備え、法定耐用年数の間、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(2) 補助金の交付を受けて設置した取得財産等(取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産に限る。)は、市長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)してはならない。ただし、法定耐用年数を経過した場合はこの限りでない。

(3) 補助事業者は、前号に規定する取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第21号)を市長に提出し、財産処分承認通知書(様式第22号)による承認を受けなければならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続きについては、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付環境省発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下、「財産処分承認基準」という。)の例による。また、市長は、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、市長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法(明治29年法律第89号)第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

(4) 市長は、補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができる。

(5) 補助事業者は、補助対象事業を実施するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競

争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不
適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- (6) 補助事業者は、補助対象事業として先行地域内の施設等に資産を形成する場合であって、使用電
力が民生部門に該当する場合には、当該施設等において 2030 年度までに電力消費に伴う CO2 排
出実質ゼロを実現するため、再エネ 100%電力を導入し、また、2030 年度末まで継続しなければ
ならない。

(補助対象事業の開始の承認申請)

第 11 条 十分な工期確保のため補助対象事業の早期着手が必要な場合等、やむを得ない事由により第 9
条第 1 項の規定による補助金の交付決定通知日前に補助対象事業を開始しようとする場合、補助事業
者は、事業開始承認申請書（様式第 4 号）に別表第 3 及び別表第 4 に掲げる書類を添えて、市長に提
出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による事業開始承認申請書の提出があったときは、当該書類の審査、必要に応じ
て行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定
に誤りがないかどうか等を調査し、この要綱に適合し、事業を開始することが適当と認めたときは、事
業開始の承認を決定し、事業開始承認通知書（様式第 5 号）によりその旨を補助事業者に通知するも
のとする。

3 市長は、前項の規定により事業開始の承認を決定するにあたって、必要な条件を付すことができる。

4 市長は、第 2 項の審査等の結果、適正な事業の実施のために必要があるときは、事業開始承認申請
書に係る事項に修正を加えて事業開始の承認を決定することができる。

5 市長は、第 2 項の審査等の結果、事業を開始することが不相当であると認めたときは、事業開始の
不承認を決定し、事業開始不承認通知書（様式第 6 号）によりその旨を補助事業者に通知するもの
とする。

6 補助事業者は、第 2 項の規定による事業開始承認通知日以降（事業開始承認通知日の属する年度の
翌年度以降にあたっては、本市が通知する日以降）に、補助対象事業を開始することができる。

(補助対象事業の開始)

第 12 条 補助対象事業の開始日は、補助事業者が補助対象事業に係る契約を締結した日又は工事に着手
した日のいずれか早い方とし、原則として第 9 条第 1 項の規定による補助金の交付決定通知日以降と
しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 補助事業者が、第 11 条第 2 項の規定による事業開始承認通知を受けた場合

(2) 前年度以前に第 9 条第 1 項の規定による交付決定通知又は第 11 条第 2 項の規定による事業開始
承認通知を受けた補助対象事業について、本市からの通知を受けた場合

(3) 市長が別に定める期間に補助対象事業を開始する場合

2 補助事業者は、前項各号の規定により補助対象事業を開始した場合、当該補助対象事業の交付決定
がなされなかったとしても異議を申し立てることができない。

(補助対象事業等の変更)

第 13 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次表の第一欄に掲げる場合に、第二欄に掲げる書類を、市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容又は経費の配分を変更しようとするとき（ただし、軽微な変更を除く。）
- (2) 補助金の交付決定額に影響を及ぼす事項について変更しようとするとき（ただし、交付決定額から減額となる軽微な変更を除く。）
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合（ただし、交付決定通知日が属する年度の 2 月 20 日（土日祝日の場合はその翌営業日）までに第 15 条に規定する補助金実績報告書を提出できる場合は、この限りでない。）
- (4) その他、市長が必要と認めるとき

第一欄（場合）	第二欄（書類）
第 9 条第 1 項に規定する交付決定に係る変更の場合	補助金交付変更承認申請書（様式第 7 号）及び別表第 5 に掲げる書類
第 11 条第 2 項に規定する事業開始承認に係る変更の場合	事業開始変更承認申請書（様式第 10 号）及び別表第 5 に掲げる書類

2 市長は、前項の規定による補助金交付変更承認申請書又は事業開始承認変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、その結果について、次の各号に定める様式により補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 補助金交付変更承認申請書の提出があった場合は、補助金交付変更承認通知書（様式第 8 号）・補助金交付変更不承認通知書（様式第 9 号）
- (2) 事業開始変更承認申請書の提出があった場合は、事業開始変更承認通知書（様式第 11 号）・事業開始変更不承認通知書（様式第 12 号）

3 市長は、前項の規定による変更の承認の決定を行うにあたって、必要に応じて、交付決定又は事業開始承認の内容の変更若しくは取消をし、又は条件を付することができる。

4 補助事業者は、第 1 項各号に該当しない軽微な変更をしようとする場合は、遅延なく市長に報告のうえ、軽微な変更届（様式第 13 号）の提出又は第 15 条に規定する補助金実績報告書に記載することにより、補助金交付変更承認申請書又は事業開始変更承認申請書の提出に代えることができる。なお、軽微な変更とは、補助金の目的の達成に実質的に支障がない事項の変更をいう。

（補助対象事業等の中止又は廃止）

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった後、補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、補助金中止（廃止）承認申請書（様式第 14 号）に別表第 6 に掲げる書類を添えて市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金中止（廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、中止（廃止）の承認の可否を決定し、その結果について、補助金中止（廃止）承認通知書（様式第 15 号）・補助金中止（廃止）不承認通知書（様式第 16 号）により補助事業者へ通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による承認の決定を行うにあたって、必要に応じて条件を付することができる。

（実績報告）

第 15 条 補助事業者は、交付決定を受けた補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して 30 日以内又は交付決定通知日が属する年度の 2 月 20 日（土日祝日の場合はその翌営業日）のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第 17 号）に別表第 7 及び別表第 8 に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由によって、期限までに提出することができない見込みとなった場合は、速やかに市長に報告のうえ、別途市長の指示に従うこと。

（補助金の額の確定）

第 16 条 市長は、前条の規定による補助金実績報告書の提出を受けたときは、当該書類の審査、必要に応じて行う現地調査その他の方法により、補助対象事業の実績が補助金の交付の決定の内容（第 14 条第 2 項に基づく中止又は廃止の承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 18 号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項で確定した補助金の額が、第 9 条第 1 項の規定による交付決定額（ただし、第 13 条第 2 項第 1 号の規定により変更された場合は、同号の規定による変更後の交付決定額）と同額であるときは、前項の規定による補助金額確定通知を省略することができる。

（是正のための措置）

第 17 条 市長は、第 15 条に規定する実績報告を受けた場合において、当該報告に係る補助対象事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるために、必要な措置をとるよう補助事業者に指示することができる。

（補助金の交付等）

第 18 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第 16 条第 1 項の規定による補助金額確定通知の受領後又は補助金額確定連絡の確認後、市長が別に定める日までに補助金交付請求書（様式第 19 号）に別表第 9 に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める条件を満たす場合は、補助金交付請求書の提出を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による補助金交付請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、前項の規定に基づき補助金交付請求書の提出が省略される場合は、第 16 条第 1 項の規定による補助金の額の確定後、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の額の再確定）

第 19 条 補助事業者は、第 16 条第 1 項の規定による補助金額確定通知の受領後又は補助金額確定連絡の確認後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額するべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 15 条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 16 条第 1 項に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金を

既に交付しているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項に基づく補助金の返還については、第 20 条第 6 項の規定を準用する。

(交付決定の取消等)

第 20 条 市長は、第 14 条第 1 項の規定による補助金中止（廃止）承認申請書の提出があったとき又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (4) 第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当すると判明したとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令、条例、補助金規則若しくはこの要綱の規定に違反したとき又は法令、条例、補助金規則若しくはこの要綱に基づく市長の指示に従わなかったとき

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する取消をした場合は、当該補助対象設備以外の補助対象設備の交付決定についても全部又は一部を取り消すことができる。

3 前 2 項の規定は、補助対象事業について補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 市長は、第 1 項又は第 2 項に規定する取消をした場合は、補助金交付決定取消兼返還命令書（様式第 20 号）により補助事業者へ通知するものとし、補助対象事業の当該取消に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者へその返還を命ずるものとする。

5 市長は、前項の返還を命ずる場合であって、補助金規則第 19 条第 1 項に基づく交付の決定の取消である場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

6 第 4 項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、市長は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(事情変更による交付決定の取消等)

第 21 条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち既に執行した場合におけるその執行に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者が補助対象事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助対象事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することが

できないことその他の理由により補助対象事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

（関係書類の保管）

第 22 条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助対象事業の終了年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について法定耐用年数を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助事業者の責務）

第 23 条 補助事業者は、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 補助対象設備の使用状況（太陽光発電設備の場合は、発電量の自家消費割合等）、先行地域内の施設等の電力使用量及びその他必要な事項に関して、市が実施する調査に協力すること。
- (2) 市内で災害が発生した際には、企業・事業所自らの判断で、事業所近隣の被災者に対し、可能な範囲で被災者支援をするよう努めること。
- (3) 脱炭素先行地域計画に基づく各種取組や、地産電力メニューを市が指定する割合以上で契約すること等、本市の脱炭素先行地域計画の実現のため市長が協力を求めるときは、これに協力するよう努めること。
- (4) 補助対象事業の内容について、市がカーボンニュートラル啓発を目的とした広報活動に利用することに協力すること。
- (5) 補助対象事業に関する報告会等市が主催するイベントへの参加に協力すること。

（状況報告）

第 24 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、補助対象事業の遂行状況に関する報告をさせ又は検査を行うことができる。

（その他）

第 25 条 補助事業者は、この要綱に疑義が生じたとき、この要綱により難い事由が生じたとき、あるいはこの要綱に記載のない細部については、市長に速やかに報告し、その指示を受けるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。